

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備（ほ場整備））北多久地区の計画を定めたので、同条第 5 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成 24 年 9 月 10 日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号 849-0925 佐賀市八丁畷町 8 番 1 号）に提出してください。

平成 24 年 7 月 27 日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備（ほ場整備））北多久地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 24 年 7 月 27 日から平成 24 年 8 月 24 日まで

3 縦覧の場所

多久市役所